



報道機関 各位

記者発表資料

平成29年3月21日（火）

問い合わせ先：大宮駅西口まちづくり事務所
担当：麻生、齋藤

電話：048-778-8452

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合の設立認可について

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合設立認可申請者から申請のあった再開発組合の設立について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、平成29年3月17日付けで認可しました。

つきましては、下記のとおり市長から申請者に組合設立認可書を交付しますのでお知らせします。

記

1 認可書の交付

- (1) 日 時 平成29年3月28日（火）9時30分～
(2) 場 所 本庁舎4階市長室

2 事業概要

- (1) 名 称 大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業
(2) 施 行 者 大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合
(3) 区 域 さいたま市大宮区桜木町2丁目地内
(4) 施行面積 約1.3ha

3 出席者

市街地再開発組合設立認可申請者
市街地再開発準備組合事業協力者（新日鉄興和不動産株式会社、三井不動産レジデンシャル株式会社、丸紅株式会社、前田建設工業株式会社）他関係者

4 想定スケジュール

- 平成29年度 権利変換計画認可
平成30年度 施設建築物工事着手
平成33年度 施設建築物竣工

5 その他

本事業の詳細につきましては、認可書交付式後、別室にて申請者等関係者が御質問をお受けします。